

平成 30 年 10 月 19 日発行

## 所得税の予定納税額の減額申請

所得税の予定納税とは、その年の5月15日現在において確定している前年分の所得金額や税額等を基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上である場合、その年の所得税及び復興特別所得税の一部をあらかじめ納付するという制度です。

第2期分の納付期限は11月1日から11月30日までですが、次のような理由によって納税額の見積もりが予定納税額より少なくなる場合は「予定納税額の減額申請手続」を行うことができます。

- ・ 廃業、休業、失業をした
- ・ 業況不振により前年分所得より少なくなる見込み
- ・ 災害、盗難、横領により損害を受けた
- ・ 医療費控除、配偶者控除、住宅ローン控除などの各種控除額が前年より増加した

予定納税額の減額申請は税務署へ「所得税及び復興特別所得税の予定納税額の7月（11月）減額申請書」を提出することが必要です。

申請する予定納税	納税額を見積もる基準日	提出期限
第1期と第2期分	6月30日	7月1日～7月15日
第2期分	10月31日	11月1日～11月15日

## 公的年金の扶養親族等申告書の提出

日本年金機構より、毎年、所得税の課税対象となる方に「扶養親族等申告書」が送付され、この書類に基づき来年の2月以降に支払われる年金から徴収される源泉所得税等が計算されます。

扶養親族等申告書を

提出した場合・・・控除が受けられ、税率が5.105%となります。

提出しなかった場合・・・控除が受けられず、税率が10.21%となります。

※税率は、源泉所得税と復興特別所得税の合算です。

今年は9月中旬から順次発送されており、10月31日が提出期限となっています。

又、公的年金等の源泉徴収票は、年明けの1月中旬頃の発送予定となっています。



## 医療と消費税

2019年10月の消費税率10%への引き上げまで1年を切りました。これに向けた環境整備として「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に8%の軽減税率導入が決まっています。

他方、1989年の消費税導入当初より社会政策的配慮から非課税とされてきたものに「社会保険医療の給付等」があります。このため、患者が医療機関に支払う保険診療の対価に消費税はかかりません。

けれども医療機関は、病院建物の建設、医療機器及び薬剤購入などに際して消費税を支払っています。この支払消費税分は、国が定める診療報酬に上乗せするかたちで医療機関に補填されます。つまり、医療は非課税とされながら、実質的には課税されているということです。

この診療報酬への上乗せによって、各医療機関の支払消費税分を過不足なく補填することは困難です。医療機関が多額の設備投資等を行えば、消費税分が補填不足となり、逆に過剰な補填で利益が生まれる場合もあります。さらに、先述の軽減税率が導入された場合、飲食料品・新聞の税率8%に比して、社会政策的配慮を要する薬価等が税率10%という税率の逆転が生じます。

この問題は、与党税制改正大綱でかねてより課題とされながらも結論が出ていません。医療界は、非課税制度を前提に、「診療報酬への上乗せによる補填過不足分」を医療機関が申告することで個別に対応すべきだと主張しています。しかし、将来的にさらなる消費税率の引き上げも予想されるなかで、消費税の仕組みに対する信頼を得るためには、制度の透明性と公平性の観点からより一層の検討をする必要があるかもしれません。



## 自社製品等の被災者への提供

この度の台風により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

法人による被災者への支援については義援金のほか、自社製品等を無償で提供する場合があります。法人が『不特定または多数』の被災者を支援するために『緊急』に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金または交際費に該当せず広告宣伝費に準ずるものとして損金の額に算入されます。

これは、災害という緊急性や被災者を支援するという社会的な責任でもって行う行為であることから、特定の者に対する利益供与には該当しないと考えられるためです。

また、自社製品等の提供は自社で製造を行ったものに限らず他から購入した物品の提供、社宅や研修所を緊急避難的に提供した場合も含まれます。